

ドイツワイン・名誉ケナー称号授与規定

第一条：（資格）

ドイツワイン・ケナー称号授与規定の第一条に規定するドイツワイン・名誉ケナーは次の各項の一つに該当する者とする。

- (1) ドイツワインの知識に精通していることはもとより、その歴史、文化に対しての教養、造詣が深く、ドイツワイン文化の発展に多大の功績を残され広く社会に影響を与えた方
- (2) ドイツワインをこよなく愛し、その知識を活かして食文化において広く愛飲家、愛好家の普及拡大に寄与し多大な実績を残された方
- (3) 各地域で愛飲、愛好家の拡大に寄与しているドイツワイン協会の会長又は責任者若しくは10年以上に亘り協会の発展に寄与した方

第二条：（審査）

ドイツワイン・ケナー称号授与規定の第六条に規定する審査委員会によって、ドイツワイン・名誉ケナーとして相応しいかどうか、審査する。

第三条：（認定）

審査委員会の審査の結果、認定する。認定合格者に通知し、録料を納入後認定状、資格登録証及び胸章を授与する。

第四条：（審査委員会の開催）

審査委員会の開催は年一回とする。但し、必要に応じて開催することが出来る。